

事務連絡  
令和5年10月30日

公益社団法人  
全日本トラック協会 御中

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課  
トラック事業適正化対策室長

国土交通省意見募集窓口（目安箱）の周知徹底のお願いについて

日頃より、トラック行政に多大なご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

トラックドライバーを含む自動車運転者に対する時間外労働の上限規制（年960時間）の適用まで半年を切り、国土交通省では、本年6月の「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月の「物流革新緊急パッケージ」に基づき、関係行政機関と緊密に連携しながら、各種取組に着手しているところです。

その一環として、国土交通省では、来る11月・12月を『集中監視月間』と位置付け、トラック事業者に対し、恒常的な長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどの違反原因行為を行っている疑いのある荷主等に対しては、貨物自動車運送事業法附則に基づく措置を発動するなど、監視を強化してまいります。

つきましては、集中監視月間が始まるタイミングをとらえて、トラック事業者やドライバーの皆様に対し、国土交通省に設置している意見募集窓口（目安箱）の周知と利用を改めて呼び掛け臨んでまいりますので、貴協会及び各都道府県トラック協会のご協力をお願い申し上げます。

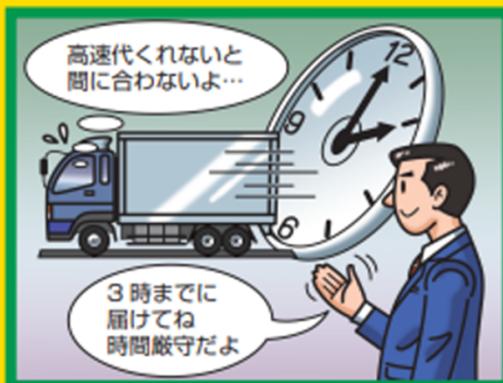
# 積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



## 恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招く恐れがあります。



## 無理な到着時間の設定

最高速度違反を招く恐れがあります。

## 過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



## 異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招く恐れがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

◆トラックGメンは、**関係行政機関とも緊密に連携し、荷主・元請事業者の本社に対し、法に基づく「働きかけ」、「要請」等を実施し、早急な改善を促進**



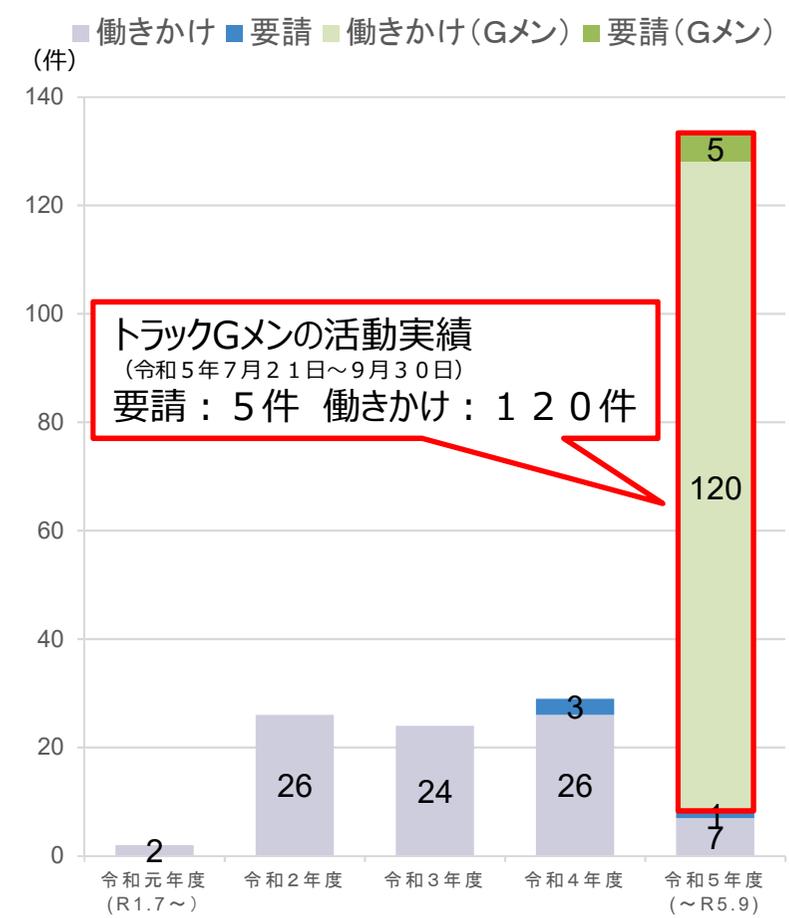
トラックGメン



# 「トラックGメン」の活動実績と今後の活動

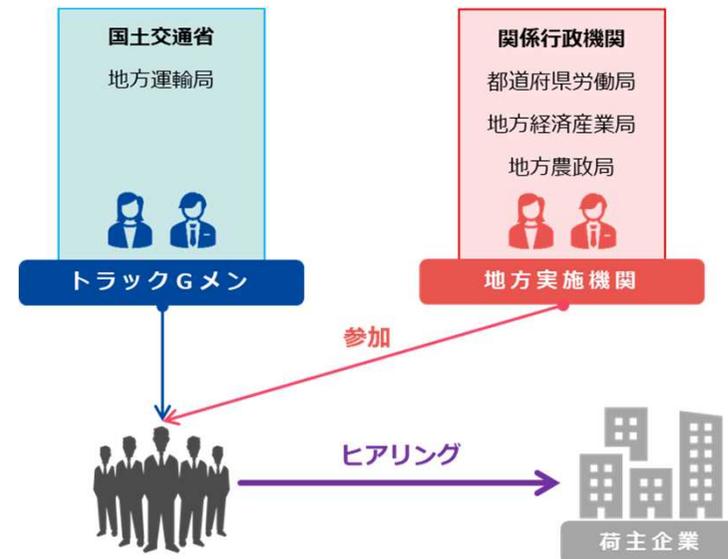
- トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」を120件、「要請」を5件実施。
- 今後、国土交通省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめとする関係行政機関の地方実施機関（経済産業局、農政局、労働局）と連携し、荷主企業に対し、合同ヒアリングを実施。
- また、全トラック事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施し、11月～12月を「集中監視月間」と位置付け、「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」を集中実施。

## トラックGメンの活動実績



## 今後のトラックGメンの活動

【荷主に対する関係行政機関との合同ヒアリング】



【「集中監視月間」の実施】

